

香川県立図書館利用者用インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）内に設置する利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館は、情報提供サービスの一環として、従来の図書や雑誌等の紙媒体に加え、インターネット上で公開されている電子化された多様な情報や図書館が契約する商用データベース（以下「商用データベース」という。）の利用機会を提供することにより、利用者が行う調査、研究、教養等に資するため、端末を設置する。

(利用申込み)

第3条 端末を利用しようとする者は、インターネット端末利用申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、香川県立図書館規則第13条第1項に規定する資料貸出カードを添えて、館長に提出しなければならない。ただし、資料貸出カードの交付を受けていない者及び交付を受けることができない者は、申込書に必要事項を記入の上、香川県立図書館資料利用規程第5条に規定する文書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の申込者はインターネット端末利用票（兼）予約票（第2号様式。以下「利用票」という。）を受け取り、図書館が指定する端末席に当該利用票を明示の上、当該端末により利用を開始するものとする。

3 利用終了にあたっては、職員にその旨を報告するとともに前項の利用票を返却しなければならない。

4 利用申込み時に、全ての端末が使用中の場合は予約申込みとし、申込者は利用票を受け取る。この場合において、端末の利用は、図書館が指定した時刻からとし、指定した時刻から5分以上遅れたときは、予約申込みを取り消すものとする。

(利用時間)

第4条 端末の利用は1人1回1時間以内とする。ただし、新たな申込者がいない場合には延長できる。

2 前項の規定に関わらず、機器のメンテナンス、その他管理運営上必要があるときは、端末の利用制限を行うことがある。

(禁止事項等)

第5条 端末利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 有料サイトの閲覧、有料コンテンツの利用。ただし、商用データベースに係る閲覧及び利用を除く。

(2) メールの閲覧、送受信（ウェブメールを含む）

(3) チャット、掲示板等への書込み、ショッピング、オンラインゲーム等の発信行為。ただし、香川県立図書館および香川県が提供するコンテンツの利用はこの限りでない。

- (4) ワープロ等のスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (5) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (6) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (7) フロッピーディスク、CD-ROM、USBメモリなどの外部記憶媒体の使用
- (8) アダルトサイト、出会い系サイトなど公序良俗に反するサイトへのアクセス
- (9) 法令の規定に違反する非合法行為、または、他人の権利を侵害する行為
- (10) 画面のプリントアウト（デジタルカメラ等による画面の撮影を含む。ただし、商用データベースに係るコンテンツ等の印刷はこの限りでない。）
- (11) その他、第2条に規定する設置目的を逸脱する行為

2 館長は、前項の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、端末利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

3 館長は、第1項の禁止事項を守らない者に対し、端末の利用を制限または停止することができる。

(損害の賠償)

第6条 端末の利用により発生した問題の責任は、全て端末利用者本人が負うものとし、図書館は端末の利用から生ずる全ての経済的、法的責任を負わない。

2 禁止事項を守らず、不正行為によって図書館及び接続先の機器やデータに損害を与えた者は、その損害を弁償しなければならない。

(閲覧に係る料金)

第7条 閲覧に係る端末の利用は無料とする。

(商用データベースの印刷)

第8条 商用データベースに係るコンテンツ等の印刷（以下「出力」という。）を希望する者は、職員にその旨申し出るものとする。

2 出力は、商用データベースの利用規約等で認められた範囲内において申出者が行うものとし、申出者は出力に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に定める費用の額は、次のとおりとする。

区 分	用紙サイズ	1カウントあたりの料金
白黒	A3、A4	10円
カラー	A3、A4	20円

(国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料の閲覧)

第9条 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料を閲覧するために端末を利用するときは、この要綱の第3条第1項の規定による「申込書」を「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料閲覧・複写業務取扱要綱」（平成26年4月1日施行）の第3条第1項に規定する「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用申請書」に代えるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。